



佐賀県公報

平成19年
3月16日
(金曜日)
第12879号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(二一八・障害福祉課)	一
○ "	(二一九・ "	三
○ "	(二二〇・健康増進課)	三
○道路の区域の変更	(二二一・道路課)	四
○道路の供用開始	(二二二・ "	五
公 告		
○基本測量の終了	(土地対策課)	五
○県営志波屋区土地改良事業の工事完了	(農地整備課)	五
教育委員会事項		
○佐賀県立図書館図書購入に係る一般競争入札	(公 告)	五

○ 告 示

◎佐賀県告示第百十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成十九年三月十六日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 (一) 自立支援医療の種類 育成医療
- (二) 指定医療機関の名称、担当すべき医療の種類、所在地及び指定年月日
- ア 医療機関

指定医療機関の名称	担当すべき医療の種類	所在地	指定年月日
佐賀大学医学部附属病院	整形外科に関する医療	佐賀市鍋島五丁目一番一	平成一九・三・一
医療法人聖医会藤川病院	整形外科に関する医療	佐賀市松原一丁目二番六号	"
すみ矯正歯科	歯科矯正に関する医療	佐賀市神園三丁目一四番五号	"
医療法人健成会こんどう矯正歯科	"	佐賀市駅南本町六番七号	"
至誠会病院	腎臓に関する医療	佐賀市田代二丁目七番二四号	"
医療法人社団博文会小柳記念病院	"	佐賀市諸富町大字諸富津二二〇番地二	"
川口整形外科医院	整形外科に関する医療	唐津市東町一九番六号	"
小宮矯正歯科	歯科矯正に関する医療	唐津市大石町二四七五番地二	"
医療法人誠仁会なばたけ冬野クリニック	腎臓に関する医療	唐津市菜畑三六六〇番地一	"
やよいがおか鹿毛病院	整形外科に関する医療	鳥栖市弥生が丘二丁目一四三番地	"

二
 (一) 自立支援医療の種類 更生医療
 (二) 指定医療機関の名称、担当すべき医療の種類、所在地及び指定年月日
 ア 医療機関

イ 訪問看護

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日	医療法人健全会門 司歯科医院	歯科矯正に関する医療	鳥栖市田代上町二二一 番地	"
和田内科循環器科	鳥栖市原古賀町一三三 四番地八	"	多久市立病院	整形外科に関する医療 腎臓に関する医療	多久市多久町一七七一 番地四	"
泌尿器科いまりク リニツク	伊万里市大川内町甲四 四五番地一	"	医療法人誠晴會納 富病院	眼科に関する医療 " " " " " "	鹿島市大字高津原四三 二〇番地一	"
独立行政法人国立 病院機構嬉野医療 センター	嬉野市嬉野町大字下宿 丙二四三六番地	"	白石共立病院	整形外科に関する医療 心臓脈管外科に関する医療 心臓脈管外科に関する医療 腎臓に関する医療	杵島郡白石町大字福田 一二九六番地	"
訪問看護ステーションかささぎ	佐賀市駅前中央二丁目一番 一号	平成一九・ 三・一	訪問看護ステーションタンポポ	小城市牛津町牛津二四五番 地二	"	"

指定医療機関の名称	担当すべき医療の種類	所在地	指定年月日
佐賀大学医学部附属病院	整形外科に関する医療 脳神経外科に関する医療 整形外科に関する医療 心臓脈管外科に関する医療 腎臓に関する医療	佐賀市鍋島五丁目一番 一号	平成一九・ 三・一
医療法人聖医会藤川病院	整形外科に関する医療	佐賀市松原一丁目二番 六号	"
すみ矯正歯科	歯科矯正に関する医療	佐賀市神園三丁目一四 番五号	"
医療法人健全会こ んどう矯正歯科	"	佐賀市駅南本町六番七 号	"
至誠会病院	腎臓に関する医療	佐賀市田代二丁目七番 二四号	"
医療法人社団博文 会小柳記念病院	"	佐賀市諸富町大字諸富 津二二三〇番地二	"
川口整形外科医院	整形外科に関する医療	唐津市東町一九番六号	"
小宮矯正歯科	歯科矯正に関する医療	唐津市大石町二四七五 番地二	"
医療法人誠仁会な ばたけ冬野クリニツ ク	腎臓に関する医療 整形外科に関する医療	唐津市菜畑三六六〇番 地一	"
やよいがおか鹿毛 病院	整形外科に関する医療	鳥栖市弥生が丘二丁目 一四三番地	"
門司歯科医院	歯科矯正に関する医療	鳥栖市田代上町二二一 番地	"
和田内科循環器科	腎臓に関する医療	鳥栖市原古賀町一三三 四番地八	"

イ 訪問看護

指定医療機関の名称	多久市立病院	医療法人謙仁会山元記念病院	泌尿器科いまりクリニック	医療法人祐愛会織田病院	医療法人誠晴會納富病院	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター	医療法人財団友朋会嬉野温泉病院	東与賀大塚医院	白石共立病院
療	腎臓に関する医療	心臓脈管外科に関する医療	腎臓に関する医療	心臓脈管外科に関する医療	腎臓に関する医療	心臓脈管外科に関する医療	腎臓に関する医療	心臓脈管外科に関する医療	腎臓に関する医療
所在地	多久市多久町一七七一番地四	伊万里市二里町八谷堀八八番地四	伊万里市大川内甲四四五番地一	鹿島市大字高津原四三〇番地	鹿島市大字高津原四三二〇番地一	嬉野市嬉野町大字下宿丙二四三六番地	嬉野市嬉野町大字下宿乙一九一九番地	佐賀郡東与賀町大字下古賀一三四九番地	杵島郡白石町大字福田一二九六番地
指定年月日	"	"	"	"	"	"	"	"	"
訪問看護ステーションかささぎ	佐賀市駅前中央二丁目一番号								
訪問看護ステーションコンタンプオ	小城市牛津町牛津二四五番地二								

●佐賀県告示第百十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（薬局）を次のとおり指定した。

平成十九年三月十六日

佐賀県知事 古川 康

一 自立支援医療の種類 育成医療・更生医療

二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
株式会社愛敬薬局神野支店	佐賀市神野東二丁目四番二四号	平成一九・三・一
株式会社愛敬薬局兵庫支店	佐賀市兵庫南三丁目一番三号	"
のぞみ薬局	佐賀市開成一丁目四番四号	"
ひなた薬局大久保店	佐賀市大和町大字川上五二八三番地四	"
やまぐち薬局兵庫南店	佐賀市兵庫南三丁目一四番二五号	"
辻薬局大手小路店	唐津市南城内三番三六号	"
ひなた薬局	佐賀郡久保田町大字久保田一三〇番地五	"

●佐賀県告示第百二十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関を次の通り指定した。

平成十九年三月十六日

佐賀県知事 古川 康

一 担当する医療の種類 精神通院

二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

(一) 医療機関

(二) 薬局

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人太田医院	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲七七番地一	平成一九・三・一
指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
株式会社愛敬薬局高木瀬支店	佐賀市鍋島三丁目六番二二号	平成一九・三・一
株式会社愛敬薬局大前支店	佐賀市嘉瀬町扇町二三四七番地	"
株式会社愛敬薬局瀬町支店	佐賀市神野東二丁目四番二四号	"
株式会社愛敬薬局神野支店	佐賀市高木瀬西五丁目一五番二九号	"
株式会社愛敬薬局中央支店	佐賀市中央本町三番九号	"
株式会社愛敬薬局兵庫支店	佐賀市兵庫南三丁目一番三三号	"
株式会社愛敬薬局兵庫西支店	佐賀市兵庫南二丁目一五番二七号	"
カワサキ薬局	佐賀市水ヶ江二丁目一〇番三〇号	"
カワハラ薬局	佐賀市川原町五番一七号	"
のぞみ薬局	佐賀市開成一丁目四番四号	"
ひなた薬局大久保店	佐賀市大和町大字川上五二八三番地四	"
辻薬局城内店	唐津市南城内六七番地	"
あおば薬局	鳥栖市蔵上四丁目三二四番地	"
メイプル薬局	鳥栖市蔵上二丁目二一六番地	"
チトセ薬局アニー店	神崎市千代田町境原二三番地三	"
えぐち薬局	佐賀郡久保田町新田三六八四番地二	"

(三) 訪問看護

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションまごころ	嬉野市嬉野町大字下宿乙一九一九	平成一九・三・一
ひなた薬局	佐賀郡久保田町大字久保田一三〇番地五	"
株式会社愛敬薬局開成支店	佐賀市開成三丁目五番六号	"
株式会社愛敬薬局高木町支店	佐賀市高木町五番一二号	"
株式会社愛敬薬局松原支店	佐賀市松原四丁目三番九号	"
かわぞえ薬局	唐津市和多田本村二丁目一七番九号	"
しろくま薬局	唐津市二夕子四七五一番地三	"
溝上薬局	唐津市東城内一番七号	"
はる町薬局	鳥栖市原町字笹尾一〇六九番地四	"
福田調剤薬局	鳥栖市村田町三〇七番地九九	"
そうごう薬局塩田店	嬉野市塩田町大字馬場下甲六〇四番地一	"
ヨウメイ堂薬局	嬉野市嬉野町大字下宿乙一六二番地一一	"
こども薬局	三養基郡上峰町大字坊所四五〇番地一一	"
そうごう薬局白石店	杵島郡白石町大字戸ヶ里字四本杉一八一七番地五	"

●佐賀県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年三月十六日から平成十九年四月十六

日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の		変更前 後の別	区域	
	区	間		幅員 メートル	延長 メートル
県道 伊万里有田 線	西松浦郡有田町広瀬字南野甲四〇七番一地从先から	西松浦郡有田町立部字南山甲二七二番一地从先まで	後	七〇・〇 、 一一・五	五二八・〇
	西松浦郡有田町広瀬字南野甲四〇七番一地从先から	西松浦郡有田町立部字南山甲二七二番一地从先まで	前	五五・一 、 一一・五	五二八・〇

◎佐賀県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年三月十六日から平成十九年四月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里有田 線	西松浦郡有田町広瀬字南野甲四〇七番一地从先から 西松浦郡有田町立部字南山甲二七二番一地从先まで	平成一九・三・二三

○ 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成19年3月16日

佐賀県知事 古川 康

- 1 作業種類 基本測量（精密測地網高精度三次元測量）
- 2 作業期間 平成18年6月12日から平成19年1月31日まで
- 3 作業地域 唐津市、伊万里市及び東松浦郡玄海町

平成7年3月29日県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）志波屋地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年3月16日

佐賀県知事 古川 康

○ 教育委員会事項

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月16日

収支等命令者

佐賀県立図書館長 永 石 千 恵 子

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 佐賀県立図書館図書購入業務（装備込み）
- (2) 納入期限等業務の内容 入札説明書のとおり
- (3) 納入場所 佐賀市内二丁目1番41号 佐賀県立図書館
- (4) 履行期間 契約締結の日から平成20年3月31日まで

<p>(5) 入札方法 図書及び定期刊行物の本体価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）に対する値引額の割合（値引率）で入札すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点まで有すること。</p> <p>(2) 仕様書に基づき、毎週1回選択委員会の7日前までに図書を納入できること。</p> <p>3 入札参加資格を得るための申請の方法</p> <p>(1) 上記2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ、持参して提出すること。</p> <p>(2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所 郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県出納局用度管財課用度担当 電話 0952-25-7194 E-mail : youdokanzai@pref.saga.lg.jp</p> <p>(3) 申請書様式の入手先 上記(2)の部局又は佐賀県ホームページ (http://www.pref.saga.lg.jp/)</p> <p>(4) 申請書の提出期限 平成19年4月16日(月) (申請書は必ず用度管財課に持参すること。)</p> <p>4 入札者に求められる義務</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、納入計画書を平成19年4月24日(火)までに下記の場所に提出しなければならない。提出された計画書を審査のうえ入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とする。 なお、提出した計画書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p>	<p>(2) 納入計画書の提出先 郵便番号840-0041 佐賀市内二丁目1番41号 佐賀県立図書館資料課 佐賀県立図書館資料課 電話 0952-24-2900 E-mail : saga-kentosyo@manabisaga.jp</p> <p>5 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記4の(2)の場所</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成19年3月19日(月)から平成19年4月24日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、上記4の(2)の場所で随時交付する。</p> <p>(3) 入札書の提出方法 上記4の(2)の場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は書留郵便とし、「平成19年度佐賀県立図書館図書購入業務入札書在中」と朱書きすること。</p> <p>(4) 入札書の提出期限 平成19年4月27日(金)午前11時必着(郵送の場合には提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しない。)</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 平成19年4月27日(金)午前11時30分 佐賀県立図書館会議室</p> <p>(6) 入札の延期 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に上記4の(2)の部署に確認すること。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p>
--	--

<p>ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。</p> <p>イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。</p> <p>(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者</p> <p>(4) 契約書作成の要否 要</p> <p>(5) 落札者の決定方法</p> <p>ア 図書の購入価格が最低の価格となる値引率(図書の本体価格に対する値引額の割合)で入札した者を落札者とする。</p> <p>イ 落札となるべき同冊の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>ウ 第1回目の開札の結果落札者がいないときは、直ちに再度入札(第1回目を含め2回を限度)を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合は、再度入札は後日目を改めて行う。</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>(7) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p>	<p>(1) Name and description of supply agreement :</p> <p>① To supply approximately 420 books ordered by the Saga Prefectural Library once a week. However, the library will reject and return approximately 35% of these books.</p> <p>② To process the 65% that were chosen (attach labels etc.)</p> <p>(2) Deadline : 11:00 A.M.27 April, 2007</p> <p>(3) For more information, Contact : Saga Prefectural Library 2-1-41 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, 840-0041 Japan</p> <p>TEL : 0952-24-2900</p>
---	---

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年三月十六日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷